

学会大会の開催に関する申し合わせ

1. 学会大会の開催地域は、以下の3ブロック区分を参照して決定する。

ブロック区分	7地方区	都道府県名
東日本ブロック (東ブロック)	北海道・東北地区	北海道, 青森県, 岩手県, 秋田県, 山形県, 宮城県, 福島県
	関東地区	茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 山梨県
中日本ブロック (中ブロック)	北信越地区	長野県, 新潟県, 富山県, 石川県, 福井県
	東海地区	静岡県, 愛知県, 岐阜県, 三重県
	近畿地区	滋賀県, 京都府, 奈良県, 和歌山県, 大阪府, 兵庫県
西日本ブロック (西ブロック)	中国・四国地区	鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 香川県, 徳島県, 愛媛県, 高知県
	九州地区	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県

2. 学会大会開催地の決定プロセスは以下に示す通りとする。

- (1) 原則として、3ブロックのうち同じブロックでの連続開催は2回までとする。

表1 学会大会開催地のローテーション

回	開催地	ブロック	地方区	都道府県	開催年	開催地選定
46	早稲田大学	東	関東地区	東京都	2023	2021.3
47	久留米大学	西	九州地区	福岡県	2024	2022.3
48	武庫川女子大学	中	近畿地区	兵庫県	2025	2023.3
49	東北学院大学	東	東北地区	宮城県	2026	2024.3
50					2027	2025.3
51					2028	2026.3
52					2029	2027.3
...						

- (2) 学会大会運営委員会は、候補となるブロックから選出されている理事（担当ブロック理事）と協議の上、学会大会開催地を決定する。
- (3) 学会大会運営委員会委員長は、開催2年前の3月に開催される日本体育・スポーツ経営学会理事会までに、開催地を決定し報告しなければならない。
- (4) 学会大会開催地の最終決定は、開催2年前の3月に開催される日本体育・スポーツ経営学会理事会において行い、総会で承認を得ることとする。

3. この申し合わせは、常務理事会の決議により改正することができる。

付則 この申し合わせは、平成27（2015）年9月10日より適用する。
この申し合わせは、令和6（2024）年8月31日より適用する。
この申し合わせは、令和6（2024）年12月21日より適用する。